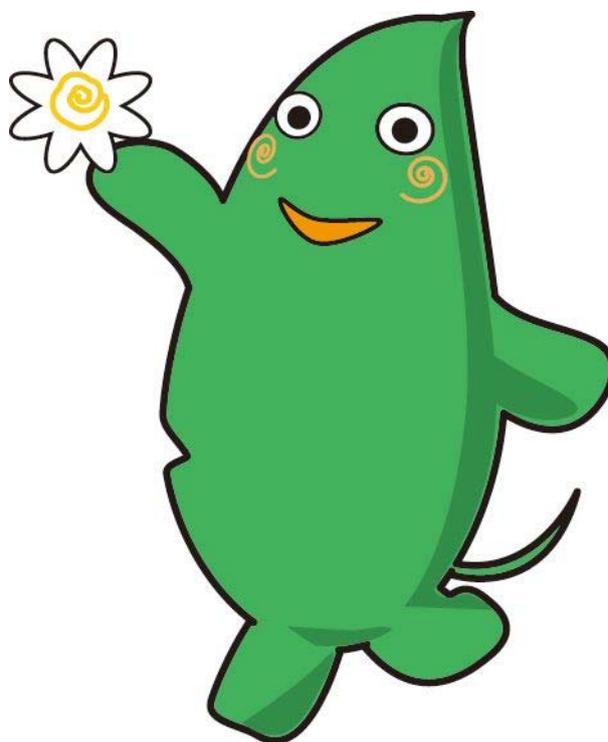


計画改定の趣旨



「大和市イベントキャラクター『ヤマトン』」

第1節 計画の位置付け

1. 法的位置付け

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項」及び「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第3条第2項」の規定に基づき策定するもので、基本計画と実施計画で構成され、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。なお、基本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

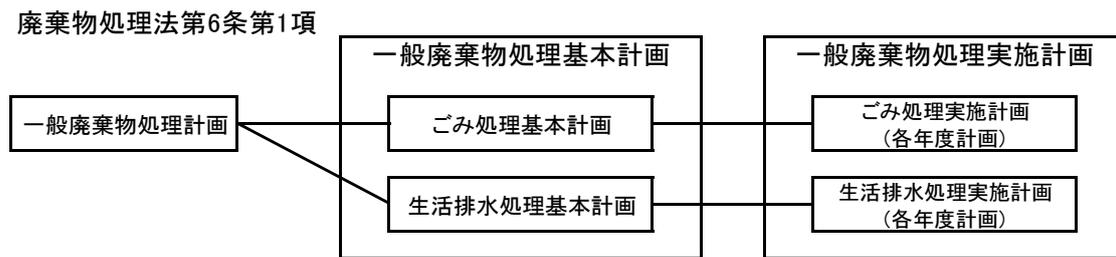


図1 一般廃棄物処理計画の構成

2. 他の計画との関係

大和市一般廃棄物処理基本計画と他の計画の関係は、図2のとおりです。

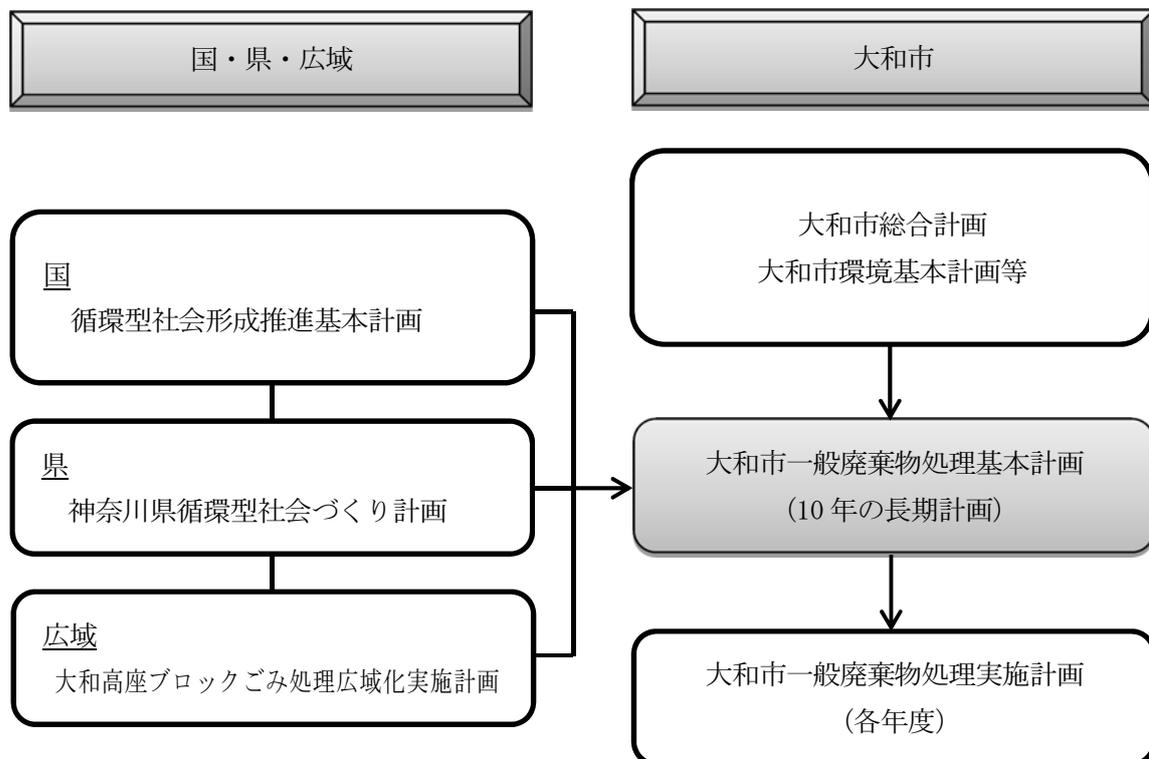


図2 他計画との関係

第2節 計画改定の背景及び目的

一般廃棄物処理基本計画策定指針（環境省：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課策定。以下「策定指針」という。）によれば、「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされています。

大和市ごみ処理基本計画は平成6年に策定され、平成12年に大和市総合計画の見直しに合わせて改定しました。その後、増加傾向であったごみ排出量がリサイクルの推進等により減少に転じ、さらに家庭系ごみ有料化及び戸別収集の導入等により、目標値と比較して大幅に減量化したことから将来推計を見直す必要が生じたため、平成21年に計画を改定しました。また、大和市生活排水処理基本計画は公共下水道計画の見直し等により平成20年に改定し、現在に至っています。

大和市一般廃棄物処理基本計画は前回の改定から5年以上経過しているため、見直しを行うとともに、次のような変動が生じていることから、計画を改定します。

計画改定の留意事項

- ① 大和市ごみ処理基本計画におけるごみ排出量とリサイクル率の数値目標と実績値に乖離が生じているため、乖離が発生している原因を調査した上で、新たな資源化品目の検討や既存施策の充実を図り、数値目標を再設定します。
- ② 大和市ごみ処理基本計画では「環境管理センターの施設を平成35年度まで使用し、次期施設は平成36年度からの稼働をめざし準備を行う」としています。しかし、計画的な維持補修やごみ減量化による焼却負荷の軽減、施設の適切な運転管理の継続により、設備の健全度が保たれている状況にあることや、焼却施設等の更新には膨大な費用が掛かるため、国の施設整備交付金等に係る財政状況は厳しく、既存の処理施設の有効利用を検討する必要があります。
- ③ 大和市ごみ処理基本計画では、「資源循環型社会の推進のため、焼却灰の資源化を行い、最終処分量を減らしていく」としていますが、現在、焼却灰は全量資源化をめざしており、これを踏まえた最終処分の手法等について検討します。
- ④ 現在の大和市ごみ処理基本計画と大和市生活排水処理基本計画は計画期間が1年ずれており、統一的な進行管理を図るため、計画期間を合わせる必要が生じていることから、両計画を同時改定し計画期間を統一します。

第3節 計画期間及び目標年度

本計画の期間は、平成28年度を初年度、平成37年度を目標年度とする10年間とします。

また、国の策定指針により、一般廃棄物処理基本計画は概ね5年ごとの見直しを行うことが適切であるため、平成32年度を本計画の中間目標年度と定めて進捗管理と見直しを行っていきます。

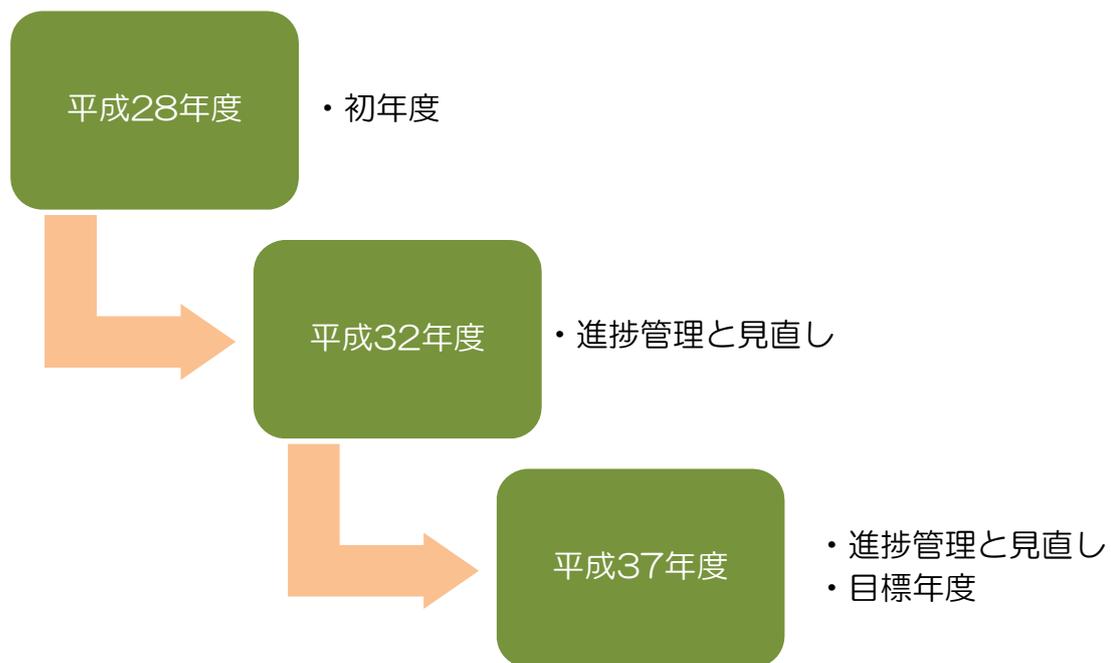


図3 計画期間及び目標年度